

上士幌町議会基本条例

(逐条解説)

令和4年4月1日
上士幌町議会

上士幌町議会基本条例

令和4年条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第6条）

第3章 町民と議会との関係（第7条－第9条）

第4章 町長等と議会との関係（第10条－第13条）

第5章 適正な議会機能と議会運営（第14条－第23条）

第6章 議員の政治倫理、議員定数・報酬（第24条－第28条）

第7章 最高規範性及び見直し手続（第29条・第30条）

附 則

地方議会は、議員と首長という二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

上士幌町においても、町民から選挙で選ばれた議員で構成する「町議会」（以下「議会」という。）と、同じく選挙で選ばれた「町長」という2つの代表機関がともに町民の信託を受けて活動しています。

その活動は、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を活かし、相互に緊張関係を保ちながら町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、上士幌町としての最良の意思決定に導く共通の使命が課せられています。

議会は、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与するとともに、議会制度や議員活動のあり方など自らの改革に取り組むことが重要と認識しています。

町民への積極的な情報の公開・共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、議員間の自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。また、議員としての資質の向上を図り、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

【解説】

自治体議会のあるべき姿と現在置かれている状況及び本町の状況を踏まえ、上士幌町議会がこの条例を制定する理由、決意を述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上*と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

[解説]

この条例の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を行っていくことにより、町民全体の福祉の向上を目指すことです。

*ここでいう「福祉」とは、収入の限られる方や高齢者の生活支援などに限定した福祉ではなく、広く町民の共通の利益、幸福に感じられるまちづくり全般を表現しているものです。

(基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治*の実現に取り組みます。

- 2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。
- 3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。
- 4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

[解説]

町政は、町民に選ばれた議員で構成する「議会」と「町長」の機関で運営されます。議会は町長等の行政運営を監視し、お互いに緊張関係を保っています。議会は、その役割を十分認識し、町民の負託にこたえなければなりません。

*「真の地方自治」とは、国から独立した地方公共団体である町が、自らの判断と責任で行う団体自治と、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治という2つの要素がともに満たされる ことが必要です。一般的には、住民自治が地方自治の本質的要素であり、広く町民の意思を町政に反映していくことが大切となります。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

- (1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。
- (2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。
- (3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

- (4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項*についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

[解説]

民主的かつ効率的な議会運営に努め、自由かつ達な討議を経て、町としての意思決定を行います。

原則公開する会議は、本会議及び常任委員会、議会運営委員会、特別委員会とします。なお、委員会で個人情報や政策形成過程等の情報で公開することにより誤解や混乱を招く恐れがあるときは、都度、公開の取扱を協議して決定します。

*「重要な事項」とは、町民の意見が二分するような案件等をいいます。

(委員会及び委員長の活動原則)

第4条 上士幌町議会委員会条例（昭和62年条例第5号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

- (1) 審査及び調査に当たっては、資料等の公開に努め、町民に分かりやすい議論を行うこと。
- (2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。
- (3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。
- (4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。

[解説]

議会は、委員会においても十分な調査・審議を行い、町としての意思決定を行います。

*「資料等の公開に努め」とは、資料等は原則公開としますが、個人情報や政策形成過程等の情報で公開することにより誤解や混乱を招く恐れがあるときは、都度、公開の取扱を協議して決定します。

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。
- (2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。
- (3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

[解説]

議長は、対外的に議会を代表し、議会内部においては公正で円滑な議会運営に努めます。議員は、議員相互の討議を重んじて活動するとともに、町民に選ばれた代表であることを自覚して行動します。

(議員研修の充実強化)

- 第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める上士幌町議会議員研修要綱(令和4年4月1日制定)に基づき、議員研修を実施します。
- 2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

[解説]

議会は、議員研修計画に基づき、広く各分野の専門家を招いた研修会を開催します。議員は、各種研修会などに積極的に参加します。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

- 第7条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。
- 2 議会は、本会議の日程及び内容、委員会の日程を事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。
- 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。
- 4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を確保します。
- 5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

[解説]

町民参加と町民との連携を高めるために、議会報告と意見交換会を開催し、町民の意見を把握し、議会・議員による政策の提案を行います。

(議会広報の充実)

- 第8条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。
- 2 議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

[解説]

議会だより、ホームページ、議会中継などにより議会としての広報機能の充実を図り、町民の意見の把握に努めます。

(議会の活動内容の公表)

第9条 議会は、町民に対し、議会の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

[解説]

本会議、委員会等の会議の開催状況や議会の評価などを毎年、広く町民に公表します。

第3章 町長等と議会との関係

(町長等と議会、議員の関係)

第10条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

- 2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。
- 3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。
- 4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。
- 5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。
- 6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員(以下「町長等執行機関の長等」といいます。)は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。
- 7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

[解説]

議会と町長等は対等であり、議会が監視機能を高め、緊張関係を保ちながら、よりよい町政に向かって議会運営に努めます。

(政策形成過程等)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

(1) 政策等の発生源

- (2) 検討した他の政策等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施に関わる財源措置
 - (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

[解説]

議会は、重要な政策等の意思決定においては、執行後も想定しながら、7項目の政策形成過程を論点として審議します。

(評価の実施)

- 第12条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。
- 2 議会は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めます。

[解説]

議会として、町長等が執行した政策等（政策・施策・事務事業）について、第11条の7項目の項目を基本に政策等の評価を行い、町長等に明示します。

(議決事項の拡大)

- 第13条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項に基づき上士幌町議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年条例第12号）で定める議決事件の拡大に向けて検討を進めます。

[解説]

本町議会が追加する議決事項です。今後も、議決事件（事項）の拡大を検討します。

第5章 適正な議会機能と議会運営

(自由討議による合意形成)

- 第14条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。
- 2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限にとどめるものとし、議員間で活発な討議を行います。
- 3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。
- 4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並び

に陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

- 5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めます。

[解説]

議員相互の討議を中心に議会運営を行います。

(適正な議会費の確立と執行)

第 15 条 議会は、議会費において適正な議会活動費の確立を目指します。

- 2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため必要な予算を確保し、適正な執行を行います。

[解説]

議事機関としての機能を確保するために必要となる議会費予算の確保に努めるとともに、適正な執行を行います。

(議長、副議長志願者の所信表明)

第 16 条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

[解説]

議長及び副議長の議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高めるために所信表明の機会を設けます。

(附属機関の設置)

第 17 条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

- 2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

[解説]

議員の定数、報酬額の見直しにあたっては、町民や学識経験者の意見を反映させるため、附属機関を設置します。

(調査機関の設置)

第 18 条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の 2 の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を議会の議決により設置します。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

3 調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。

[解説]

行政課題の調査のため、必要に応じて、調査機関を設置します。

(議会事務局の体制整備)

第 19 条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、上士幌町議会事務局設置条例（昭和 33 年条例第 13 号）に基づく事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

[解説]

議会事務局は、議会に関する事務を行い、議会の政策立案能力の向上を支援するため、機能の強化、組織体制の整備を図っていきます。

(議会図書室の充実)

第 20 条 議会は、法第 100 条第 19 項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能の充実、強化を図ります。

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町職員等においても利用することができます。

[解説]

議会図書室の適正な管理・運営と、その充実に努めます。

(議会改革及び活性化の推進)

第 21 条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

2 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

3 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

4 議会は、必要に応じて議会モニター及び議会サポーター等を設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営への反映に努めます。

[解説]

議会改革、活性化に向けての調査、研究等や町民参加に努めます。

(災害時の対応)

第22条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

[解説]

大規模災害などの非常時における、必要な組織体制や議員の行動基準などを定める上士幌町議会業務継続計画を策定し、議事・議決機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するという機能の維持を図ります。

(議会運営の原則)

第23条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

2 議会は、上士幌町議会傍聴規則（平成13年議会規則第1号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、再開の時刻を傍聴者にお知らせします。

[解説]

町民の傍聴に関して、議員と同議案を配付します。また、会議を休憩する場合は、再開時刻をお知らせします。

第6章 議員の政治倫理、議員定数・報酬等

(議員の責務と政治倫理)

第24条 議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

[解説]

議員が町民全体の奉仕者であることを深く認識し、議員の責務を明確にし、政治倫理を遵守します。

(政治倫理基準の遵守)

第 25 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 法令を遵守し、議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他行為をしないこと。
- (2) 上士幌町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。
- (3) 上士幌町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは上士幌町が行う許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。
- (4) 上士幌町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

[解説]

議員の政治倫理の基準を明確にし、遵守することを定めます。

(政治倫理の調査及び審査)

第 26 条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、議会運営委員会に諮ります。なお、当該議員が議会運営委員会所属議員の場合は、その協議に加われないものとします。

- 2 議長は、議会運営委員会から調査及び審査のため必要があると報告を受けたときは、直近の議会に諮って、議員政治倫理審査特別委員会を設置します。

[解説]

政治倫理に係る調査や審査が必要な場合の手続きについて定めます。

(議員定数)

第 27 条 上士幌町議会の議員の定数は、上士幌町議会の議員の定数を定める条例(平成 14 年条例第 26 号)で定めます。

- 2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。
- 3 議員定数の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

[解説]

議員定数の改正にあたっては、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を活用します。

(報酬額)

第 28 条 議員の報酬額は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 35 年条例第 3 号）で定めます。

- 2 報酬額の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。
- 3 報酬額の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

【解説】

議員報酬額の見直しにあたっては、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を活用し、客観的で適正なものにするよう努めます。

第 7 章 最高規範性及び見直し手続

（最高規範性）

第 29 条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

- 2 議会及び議員は、この条例を遵守します。
- 3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

【解説】

この条例を議会における最高規範に位置付け、議会に関する条例などの制定・改正については、この条例の趣旨を尊重します。

（検証及び見直し手続）

第 30 条 議会は、1 年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

- 2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。
- 3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

【解説】

この条例の目的が達成されているかどうかを毎年検証し、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めた適正な措置を講じます。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。